

広報にのみやじょうほう館町民団体記事掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報にのみやじょうほう館（以下「じょうほう館」という。）に町民団体が記事を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報にのみや 町民を主な対象として各種情報を発信するために二宮町が発行する広報紙をいう。
- (2) じょうほう館 広報にのみや内の様々な情報を掲載するコーナーをいう。
- (3) 町民団体 二宮町内に活動拠点及び問合せ先があり、かつ、会則等を有し、町民が過半数を占める複数人の集まりをいう。

(掲載基準)

第3条 じょうほう館へ掲載できる記事は、次に掲げる各号の基準を全て満たすものとする。ただし、基準を満たしていても同月に掲載できる同一町民団体の記事は2つまでとし、町は、編集上の都合により掲載しないことができる。

- (1) 町民団体による文化、芸術、スポーツ等地域活動の活性化に資するものであって、政治、宗教、個人又は1事業者の営利活動を目的とした活動でないもの
- (2) 個人活動や企業等の活動でないこと。
- (3) 活動場所、イベント会場等が個人宅でないこと。
- (4) 掲載意図、内容が明確であること。
- (5) 事業の内容が公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがないこと。
- (6) 会員募集の場合には、同年度内に同じ内容で掲載していないもの

2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認める場合は、記事を掲載することができる。

(掲載の申込み)

第4条 掲載を希望する町民団体（以下「申込者」という。）は、広報にのみやじょうほう館掲載申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、発行月の前々月15日までに町長に申込まなければならない。

2 前項に定める申込みについて、年間における掲載概要及びスケジュールが明らかであるときは、当年4月号分から翌年3月号分までの中で一括して申請することができる。この際の申込み期限は、当該申請のうち最初の発行月の前々月15日までとする。

3 前条に規定する基準を満たし、年度内に初めて掲載する申込者又は改めて活動内容を確認する必要がある申込者は、団体等の会則、会員名簿、収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書等の書類を提出しなければならない。

（掲載の決定）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、第3条に規定する基準により掲載の可否を審査し、広報にのみやじょうほう館掲載決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（掲載原稿の提出）

第6条 申込者は、発行月の前々月15日までに任意の書式により原稿を提出しなければならない。

（掲載の取消し）

第7条 町長は、次の各号に該当するときは、掲載の申込みを拒否し、又はその許可を取消すことができる。

（1） 申込内容に虚偽があったとき。

（2） 活動にあたって、違法行為が明らかとなったとき。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。